令和3年12月期の期末・勤勉手当について

1 支給対象者

期末・勤勉手当支給の基準日である令和3年12月1日に在籍する者 ただし、基準日時点で以下のいずれかに該当する者を除く

- ・研究休職中である者
- ・専従休職中である者
- ・自己啓発等休業中である者

2 支給月数

(1-1)教職員の場合(再雇用職員を除く)

係長級以下の一般職給料表(1)適用者の場合

	支給月数
期末手当	1.125月
勤勉手当(※)	0.950月
合 計	2. 075 月

※勤勉手当は、以下のとおり勤務成績区分により支給月数が異なる

<係長級以下の一般職給料表 (1) 適用者の勤勉手当の勤務成績区分ごとの支給月数>

勤務成績 区分	上位 1 (30%)	上位 2 (20%以内)	標準	下位1	下位 2
成績率 (支給月数)	0.935 月 + 3 α	0.935 月 + α	0. 935 月	0. 705 月	0. 470 月

$% [\alpha$ の月数」について

「総算定月数より標準の月数を引き下げること」、「下位1、下位2の月数を引き下げること」及び「勤勉手当基礎額から扶養手当月額及びこれに対する地域手当の月額を除外すること」により生じる金額を原資とし、支給期ごとに算定

- ※ 勤務成績区分は 2021 年度上半期の人事評価結果に基づき決定する
- ※ 2021 年度上半期の人事評価結果がない者の勤務成績区分は「標準」とする

≪勤勉手当の詳細≫

ア 係長級以下の職員

区分	上位 (40%)	標準	下位1	下位 2
技能職員以外	0. 935 月 + β	0. 935 月	0. 900 月	0.865 月
技能職員	0.935 月 + γ	0. 935 月	0.900月	0.865月

$% 「 <math>\beta$ 、 γ の月数」について

「総算定月数より標準の月数を引き下げること」、「下位1及び下位2の月数を引き下げること」及び「勤勉手当基礎額から扶養手当月額及びこれに対する地域手当の月額を除外すること」により生じる金額を原資とし、支給期ごとに算定

- ※ 勤務成績区分は 2020 年度の人事評価結果に基づき決定する
- ※ 2020年度の人事評価結果がない者の勤務成績区分は「標準」とする

イ 教員

0.950月 (定年前給与抑制教員については、0.760月)

(1-2) 再雇用職員の場合

	支給月数
期末手当	0.625 月
勤勉手当	0.450月
合 計	1. 075 月

(2) 職務限定職員の場合

区分	支給月数	
再雇用	1. 125 月	
職務限定職員以外	1.125 月	
再雇用	0 695 H	
職務限定職員	0.625 月	

(3)(旧)特定職員の場合

区分	支給月数
再雇用	1. 125 月
特定職員以外	1.125 月
再雇用	0.625 月
特定職員	0.025 月

(4) 特定有期雇用教職員の場合

区分	支給月数
再雇用無期転換	
特定有期雇用	1.125 月
教職員以外	
再雇用無期転換	
特定有期雇用	0.625 月
教職員	

(5) 短時間勤務教職員の場合

区分	支給月数	
再雇用無期転換		
短時間勤務教職員	1. 125 月	
以外		
再雇用無期転換	0 005 8	
短時間勤務教職員	0.625 月	

3 支給日

短時間勤務教職員以外 令和 3 年 12 月 10 日 (金) 短時間勤務教職員 令和 4 年 1 月 17 日 (月)

◆問い合わせ先◆

法人管理部人事課 人事給与制度担当 電話 6605-3670

医学部·附属病院事務局人事課 人事給与制度担当 電話 6645-2721·2722